

改 正 後	改 正 前
措置法第 7 条《特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税》 関係 (措置法第 7 条の規定と第 8 条等の規定との適用関係) 7 - 3 外為令第11条の 2 第 2 項に規定する「本邦法人である法第16条の 2 に規定する銀行等の営業所のうち非居住者であるもの」が行う外為法第21条第 3 項第 1 号及び第 2 号の取引並びに外為令第11条の 2 第 5 項に規定する「本邦にある他の特別国際金融取引勘定承認金融機関」が行う外為法第21条第 3 項第 4 号の取引又は行為は、特別国際金融取引勘定において経理することができるが、当該経理された預金又は借入金(以下 7 - 8 までにおいて「預金等」という。)に係る利子については措置法第 7 条の規定の適用はなく、同法第 8 条《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》又は<u>第42条の 2 の 2</u>《外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例》の規定の適用があることに留意する。 (非課税とされる利子の範囲) 7 - 5 措置法第 7 条の規定は、平成10年 4 月 1 日から<u>平成16年 3 月31日</u>までの間に預入等が行われた預金等に係る利子について適用されるものであるから、当該期間内に預入等が行われた預金等につき、その利子の支払が<u>平成16年 3 月31日</u>後に行われる場合であっても、同条の規定の適用があることに留意する。	措置法第 7 条《特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税》 関係 (措置法第 7 条の規定と第 8 条等の規定との適用関係) 7 - 3 外為令第11条の 2 第 2 項に規定する「本邦法人である法第16条の 2 に規定する銀行等の営業所のうち非居住者であるもの」が行う外為法第21条第 3 項第 1 号及び第 2 号の取引並びに外為令第11条の 2 第 5 項に規定する「本邦にある他の特別国際金融取引勘定承認金融機関」が行う外為法第21条第 3 項第 4 号の取引又は行為は、特別国際金融取引勘定において経理することができるが、当該経理された預金又は借入金(以下 7 - 8 までにおいて「預金等」という。)に係る利子については措置法第 7 条の規定の適用はなく、同法第 8 条《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》又は<u>第42条の 2</u>《外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例》の規定の適用があることに留意する。 (非課税とされる利子の範囲) 7 - 5 措置法第 7 条の規定は、平成10年 4 月 1 日から<u>平成14年 3 月31日</u>までの間に預入等が行われた預金等に係る利子について適用されるものであるから、当該期間内に預入等が行われた預金等につき、その利子の支払が<u>平成14年 3 月31日</u>後に行われる場合であっても、同条の規定の適用があることに留意する。

改 正 後	改 正 前
措置法第 8 条《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》関係 (登録等の期間の通算) 8 - 4 措置法第 8 条第 1 項に規定する金融機関又は同条第 2 項に規定する証券業者等(以下この項において「指定金融機関等」という。)が自ら所有する公社債又は合同運用信託につき支払を受ける利子又は収益の分配(以下 8 - 5 までにおいて「利子等」という。)で当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける指定金融機関等以外の者が登録等をした期間(登録をした期間又は委託をした期間若しくは記名式としていた期間をいい、(1)、(2)又は(4)に掲げる者が登録した国債については措置法第 5 条の 2 第 5 項第 6 号《一括登録国債の利子の課税の特例》に規定する一括登録をした期間に限る。以下 8 - 5 までにおいて同じ。)がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその利子等の支払を受ける指定金融機関等の登録等をした期間と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第 4 条第 5 項《金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用のための手続等》に規定する登録した期間、委託した期間又は記名式であった期間に含まれるものとする。 (1) 指定金融機関等 (2) 所得税法別表第 1 に掲げる法人又は公益信託の受託者 (3) 国 (4) 措置法第 5 条の 2 第 1 項の規定により、一括登録国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人(同項の適用を受ける国債の登録期間を通算する場合に限る。) (5) 租税条約の規定により所得税が免除される外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府(地方公共団体を含む。)の所有する機関 (6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等	措置法第 8 条《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》関係 (登録等の期間の通算) 8 - 4 措置法第 8 条第 1 項に規定する金融機関又は同条第 2 項に規定する証券業者等(以下この項において「指定金融機関等」という。)が自ら所有する公社債又は合同運用信託につき支払を受ける利子又は収益の分配(以下 8 - 5 までにおいて「利子等」という。)で当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける指定金融機関等以外の者が登録等をした期間(登録をした期間又は委託をした期間若しくは記名式としていた期間をいい、(1)、(2)又は(4)に掲げる者が登録した国債については措置法第 5 条の 2 第 4 項第 6 号《一括登録国債の利子の課税の特例》に規定する一括登録をした期間に限る。以下 8 - 5 までにおいて同じ。)がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその利子等の支払を受ける指定金融機関等の登録等をした期間と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第 4 条第 5 項《金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用のための手続等》に規定する登録した期間、委託した期間又は記名式であった期間に含まれるものとする。 (1) 指定金融機関等 (2) 所得税法別表第 1 に掲げる法人又は公益信託の受託者 (3) 国 (4) 措置法第 5 条の 2 第 1 項の規定により、一括登録国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人(同項の適用を受ける国債の登録期間を通算する場合に限る。) (5) 租税条約の規定により所得税が免除される外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府(地方公共団体を含む。)の所有する機関 (6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等

改 正 後	改 正 前
<u>措置法第42条の2の2</u>《外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例》関係 （証明書の交付を受けた外国銀行等に行うさせる事項） <u>42の2の2-1</u> <u>措置法第42条の2</u>の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項《国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例》の規定により証明書（以下「外国銀行等の源泉徴収免除証明書」という。）の交付を受けようとする同条に規定する外国法人（以下<u>42の2-3</u>までにおいて「外国銀行等」という。）から<u>措置法令第27条の3</u>第2項の規定により読み替えられた所得税法施行令第305条第1項に規定する申請書の提出があった場合の同条第2項に規定する「その他法第180条第1項の規定の適正な実施を図るために必要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいうものとする。 (1) 交付を受けた外国銀行等の源泉徴収免除証明書を提示して貸付金の利子の支払を受けた場合には、提示の日及び提示先を必ず帳簿に記載しておき、税務署長の要求があったときは、その帳簿を提示し又はその提示先を報告すること。 (2) 交付を受けた外国銀行等の源泉徴収免除証明書の有効期限を経過したものは、遅滞なく税務署長に返還すること。 （外国銀行等の名称又は所在地の変更があった場合の届出） <u>42の2の2-2</u> 外国銀行等の源泉徴収免除証明書の交付を受けている外国銀行等が、<u>措置法令第27条の3</u>第2項の規定により読み替えられた所得税法施行令第305条第1項第1号及び第2号に規定する名称又は所在地の変更をした場合には、当該外国銀行等は当該証明書を添付して、その証明書を交付した所轄税務署長（法人税の納税地に異動があった場合には、異動後の所轄税務署長）に対してその旨を届け出なければならないことに留意する。	<u>措置法第42条の2</u>《外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例》関係 （証明書の交付を受けた外国銀行等に行うさせる事項） <u>42の2-1</u> <u>措置法第42条の2</u>の規定により読み替えられた所得税法第180条第1項《国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例》の規定により証明書（以下「外国銀行等の源泉徴収免除証明書」という。）の交付を受けようとする同条に規定する外国法人（以下<u>42の2-3</u>までにおいて「外国銀行等」という。）から<u>措置法令第27条の2</u>第2項の規定により読み替えられた所得税法施行令第305条第1項に規定する申請書の提出があった場合の同条第2項に規定する「その他法第180条第1項の規定の適正な実施を図るために必要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいうものとする。 (1) 交付を受けた外国銀行等の源泉徴収免除証明書を提示して貸付金の利子の支払を受けた場合には、提示の日及び提示先を必ず帳簿に記載しておき、税務署長の要求があったときは、その帳簿を提示し又はその提示先を報告すること。 (2) 交付を受けた外国銀行等の源泉徴収免除証明書の有効期限を経過したものは、遅滞なく税務署長に返還すること。 （外国銀行等の名称又は所在地の変更があった場合の届出） <u>42の2-2</u> 外国銀行等の源泉徴収免除証明書の交付を受けている外国銀行等が、<u>措置法令第27条の2</u>第2項の規定により読み替えられた所得税法施行令第305条第1項第1号及び第2号に規定する名称又は所在地の変更をした場合には、当該外国銀行等は当該証明書を添付して、その証明書を交付した所轄税務署長（法人税の納税地に異動があった場合には、異動後の所轄税務署長）に対してその旨を届け出なければならないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
(外国銀行等の源泉徴収免除証明書の提示を受けた貸付金の利子の支払者の確認) <u>4 2 の 2 の 2 - 3</u> 外国銀行等に対して貸付金の利子の支払をする者が外国銀行等の源泉徴収免除証明書の提示を受け、当該証明書が有効である旨を確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に当該証明書の有効期限その他確認した事績を記載しておくことに留意する。	(外国銀行等の源泉徴収免除証明書の提示を受けた貸付金の利子の支払者の確認) <u>4 2 の 2 - 3</u> 外国銀行等に対して貸付金の利子の支払をする者が外国銀行等の源泉徴収免除証明書の提示を受け、当該証明書が有効である旨を確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に当該証明書の有効期限その他確認した事績を記載しておくことに留意する。

改 正 後	改 正 前
附則（平11課法 8 - 6、課所 4 - 9） （経過的处理(2)…… 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する改正通達の適用時期） この通達により廃止された37の11 - 1 から37の11 - 11までの取扱いは、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第 9 号）附則第15条第 2 項の規定により、なお効力を有するものとされる<u>平成14年12月31日</u>までの間に行う上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等について、なお効力を有するものとする。	附則（平11課法 8 - 6、課所 4 - 9） （経過的处理(2)…… 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する改正通達の適用時期） この通達により廃止された37の11 - 1から37の11 - 11までの取扱いは、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第 9 号）附則第15条第 2 項の規定により、なお効力を有するものとされる<u>平成15年 3 月31日</u>までの間に行う上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等について、なお効力を有するものとする。